

## 疑義照会(回答)票

照会日 平成23年3月10日

照会部署名 東京事務センター厚生年金適用2グループ

照会担当者 神津 千香子 (役職名) グループ長

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 白井明

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2011—036	本部受付番号 No. 2011-179
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

「定年・再雇用」に対する取扱いについて

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

「嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについての一部改正(通知)」

(内容)

定年について就業規則で定めている事業所より定年・再雇用の得喪が提出されましたが、その取扱に疑義が生じましたので照会させていただきます。

就業規則上、「定年」を「従業員の定年は満60歳とし、誕生日の属する月の賃金締切日をもって退職とする」(賃金締切日は毎月20日)と定める事業所から、従業員の定年・再雇用による同日付の取得・喪失届が提出されました。

今回提出された従業員の生年月日は、昭和26年2月25日生まれの方なので、就業規則どおり平成23年2月21日付の得喪が提出されました。

ここで問題となるのが、この得喪日が、当該被保険者の60歳到達前になつており、通知で定義されている『特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者』ではないことです。この場合は、通知に基づくと同日得喪ではなく、

隨時改定として取り扱わざるをえないと考えます。同一事業所に勤務する同一誕生月の方の取扱について 60 歳到達日が給与締日の前後で異なることとなります。2 日から 22 日までの方は、通知どおりとなり、23 日から月末までの方は、締日の翌日において受給権者ではないこととなることから通知対象者外の取扱となります。

しかしながら、同一事業所内において年金支給開始月が同じ者でありながら、「得喪」で処理する者と「月変」で処理する者が混在するのは、著しく不公平で、単に「就業規則」上の問題として、事業主、被保険者を説得するのは難しい状況にあります。

この者の場合、就業規則上の 60 歳定年退職です。また、再雇用の取扱の通知の根幹には高齢者の就職支援・継続雇用支援があります。退職日において 60 歳に到達していない場合であっても同一受発月となる者については定年・再雇用による同日付の得喪として取扱うべきと考えます。

#### (ブロック本部回答)

健康保険制度及び厚生年金保険制度は、同一の事業所において雇用契約上一旦退職した者が 1 日の空白もなく引き続き再雇用された場合については、その者の事実上の使用関係は中断することなく存続しているものであるから、被保険者の資格は継続するものとして扱われ、その時点から新たに標準報酬月額を定め直さないのが原則ですが、再就職後の収入に即した年金の給付や高齢者の継続雇用支援の観点等から、例外として、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、退職後継続して再雇用される者については、使用関係が一旦中断したものと見なし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えないと示されています。「平成 22 年 6 月 10 日保保発 0610 第 1 号、平成 22 年 6 月 16 日厚年情 2010-61 (以下、「通知」という。)」

当ブロック本部としては、本案件の事業所の再雇用制度については、通知の趣旨である再就職後の収入に即した年金の給付や高齢者の継続雇用支援の観点等から、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いをすべきと考えますが、この取扱いができる条件は、通知上、「同日得喪日において特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者に限ってを対象とする」と示しており、これを超えて、通知の改正なく「同日得喪日の属する月に特別支給の老齢厚生年金を受給する権利を有した者まで対象とする」という解釈にはならないと考えますが、本案件については、事業主、被保険者から機構としての正式見解を示すように求められているため、機構本部へ照会します。

回答日（又は本部への照会日） 平成23年3月23日  
回答部署名 南関東ブロック本部適用・徴収支援部  
厚生年金適用支援グループ  
回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）川合満男  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認	今泉礼三
-----------	------

（本部回答）

ブロック本部回答のとおり、この被保険者については通知による取り扱いの対象者にはならない。

回答日 平成23年 4月 8日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ  
回答作成者 (一般) 小玉 幸夫  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	坂東
----------------------------------	----

（回答提供先）

○					
機構 LAN 掲載	相談 センター	社労士会	健保協会	年金局	HP掲載